

事務局説明資料 (デジタル時代の規制・制度のあり方について)

経済産業政策局 商務情報政策局 商務・サービスグループ

現状と課題① (デジタル時代に適合した法制度の必要性)

- デジタル時代に新技術を活用したイノベーションを起こしていくにあたり、①現行制度がデジタル技術を前提としていないため適用関係が不明確、②技術の社会実装前には現行制度を改正するための「立法事実」の整理が困難、という課題あり。
- また、事実上のルールとして機能している通達、事務連絡、解釈文書、書式・様式等についてのアクセスが 困難、法令の適用関係を整理するだけのリソースが企業に十分なく、戦略的に法制度を活用していくことが 困難との指摘もあり。

■現行制度と新技術との関係性

現場で人の目に頼る 規制



センサー等による遠 隔地からの監視

定期的に点検・確認 を求める規制



カメラ・センサー・AI 等による点検・確認

人が常にいること等 を求める規制



オンラインを通じた 業務

公的な証明書の閲 覧等に対面・書面を 求める規制



オンラインの活用に よる面会・申請

一律の規制、データ連携が困難なルール



データを活用した ゴールベース・リスク ベース、API連携

■社会実装と立法事実

成文法中心、法定主義



立法事実

(根拠となる社会的な事実)



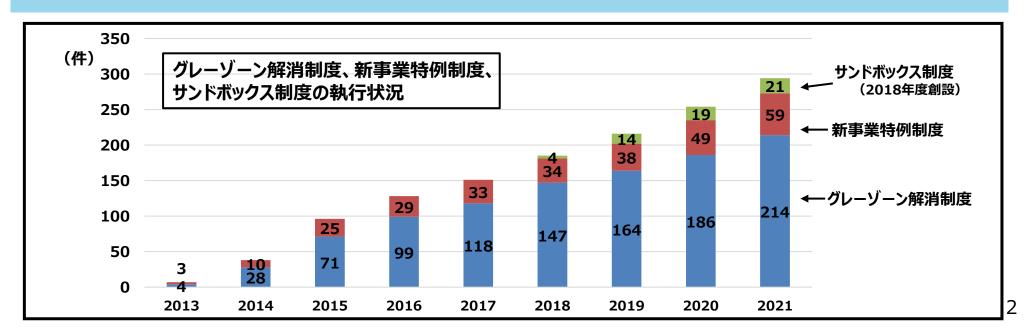
社会実装前は事実が不存在

※規制が不存在・不明瞭な状況下で起こった不 測の事故に対しての即座の罰則

出典:第2回デジタル臨時行政調査会資料より経済産業省作成

現状と課題②(これまでの対応)

- こうした観点から2014年に産業競争力強化法の下、「新事業特例制度」、「グレーゾーン解消制度」を導入。 事業者と規制所管省庁の間に「事業所管省庁」が入ったスキームを採用。事業者にとって提案や事前相談が しやすい制度とした。
- また、新技術に係る規制の見直しの場合に、まずはデータやエビデンスを得るべく実証試験等が必要となるが、 規制内容によっては実証すら行うことができないケースがあることから、事業者と省庁が協力して、安全性の リスクがない、または制御可能な実証を行っていくために「サンドボックス制度」が導入された。
- これらの制度については、大企業では徐々に認知度が向上してきているものの、①スタートアップや中小企業に対してさらなる周知が必要であること、②スタートアップなどリソースの少ない事業者にとってはそもそも法令の適用関係などを整理することが難しいなど、さらなる活用の余地があるのではないかとの指摘あり。
- また、<u>業界との大幅な調整を要する案件や、法令の根本的な考え方が新技術の前提と大きく乖離する場合</u> には対応が困難との指摘あり。



【参考】制度概要および事例

グレーゾーン解消制度



現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、事業者が安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度。

顔認証技術による無人チェックイン

- 宿泊情報と利用者の顔情報とを細づけるアプリと、フロントの顔認証チェックイン端末を用いて、 宿泊者の本人確認を行う。
- フロント内に職員常駐させること なく対面不要でチェックイン業務 を行える機能は「旅館業法」に 違反しない旨回答。



規制のサンドボックス制度



AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術やビジネスモデルの実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制の見直しに繋げる制度。

創薬の治験に向けたブロックチェーン実証

- 創薬の際の治験は、原則、実地(医療機関) で実施状況の把握・記録等のモニタリングを 行うこととされている(薬機法)。
- 臨床研究において、研究データを遠隔収集し、 ブロックチェーン技術を用いて記録保存する実 証を行い、費用対効果が高く、正確性が担 保されたモニタリングが可能なことを確認。
- 実証後、グレーゾーン確認制度により、実際 の治験でも実証と同様の手法で実地モニタリ ングを代替可能であることを確認。

新事業特例制度



新事業活動を行おうとする事業者による規制 の特例措置の提案を受けて、安全性等の確 保を条件として、「企業単位」で、規制の特例 措置の適用を認める制度。

リアカー付雷動アシスト白転車

- ・電動アシスト自転車については、アシストカ(踏 むカに対して補助するカ)の上限を2倍までとさ れていた(道交法施行規則)。
- 事業者からの要望で、安全性の確保等を条件に、リアカー付電動アシスト自転車を物流用途に限定して、アシストカ3倍までとする特例を創設。
- 特例措置の下で、実走 した結果安全等が確認 できたことから、特例措置 ではなく一般化。



検討の方向性:イノベーション促進型の法制度環境の整備

- 規制・制度・システムをデジタル時代を前提に、イノベーション促進型として機能させるために、以下について関係省庁で連携して取り組むこととしてはどうか
- ① 規制・制度を<u>随時改革し続ける機能の確保</u>(デジタル原則の徹底、デジタル法制局 機能の創設)
- ② **法令** (法律、政省令)、**事実上のルール** (通達・事務連絡・解釈文書・書式・様式等) へのアクセシビリティの強化
- ③ 民間側で規制・制度を戦略的に活用し、改革を働きかける機能の強化 (戦略的法 務機能の強化)
- 4 NFT、モビリティ等イノベーション促進の観点から、国として特に法の適用関係を整理する必要がある領域における伴走型の規制・制度改革(経済産業省等が実証事業を行う中で法の適用関係等を整理)
- ⑤ イノベーション促進の観点から、既存のステークホールダーだけでなく、広く消費者・国 民全体がデータに基づき規制のあり方を検討する枠組みの構築。

検討の方向性① デジタル原則の徹底、デジタル法制局機能の確立

- デジタル社会の早期実現のためには、従来の規制・制度では想定されていなかったデジタル技術 (遠隔モニタリング等) を活用することでより効果的・効率的に法目的を達成することができる場 合や、新たな課題への対応が必要となる場合に、規制・制度・システムがそれらを想定した内容に 随時更新され続けることが重要。
- デジタル対応のための規制・制度・システムの一体的見直しをスピード感を持って行うため、デジタル 臨時行政調査会において、「デジタル原則」を確立。
- 「デジタル原則」に基づき規制・制度・システムのデジタル対応のための一体的見直しを行う仕組 みとして「デジタル法制局」機能を創設する方向で検討してはどうか。

【5つのデジタル原則】

原則①

デジタル完結・自動化

書面、目視、常駐、実地参加 等を義務づける手続・業務につ いて、デジタル処理での完結、 機械での自動化を基本とし、 行政内部も含めエンドツーエン ドでのデジタル対応を実現する こと。国・地方公共団体をあげ てデジタルシフトへの組織文化 作りと具体的対応を進めること。

原則②

アジャイルガバナンス

一律かつ硬直的な事前規制で はなく、リスクベースで性能等を 規定して達成に向けた民間の 創意工夫を尊重するとともに、 データに基づくEBPMを徹底し 機動的・柔軟で継続的な改善 を可能とすること。データを活用 して政策の点検と見直しをス ピーディに繰り返す、機動的な 政策形成を可能とすること。

システム・ソフトウェアの構築・提供

原則③

官民連携

公共サービスを提供する際に民 間企業のUI/UXを活用する など、ユーザー目線で、ベン チャーなど民間の力を最大化す る新たな官民連携を可能とす ること。

原則4

相互運用性確保

官民で適切にデータを共有し、 世界最高水準のサービスを享 受できるよう、国・地方公共団 体や準公共といった主体・分野 間のばらつきを解消し、システ **ム間の相互運用性を確保**する こと。

原則⑤

共通基盤利用

ID、ベースレジストリ等は、国・ 地方公共団体や準公共といっ た主体・分野ごとの縦割で独自 仕様のシステムを構築するので はなく、官民で広くデジタル共 通基盤を利用するとともに、調 達仕様の標準化・共通化を進 めること。

アジャイルな

見直し

【デジタル法制局機能のあり方】

原シ 則ス規 ヘテ制 のム・ 適の制 合デ度 性ジ及 点タび 検ル

既存の規制・制度のデジタル原則に基づく アップデート

新法の制定時のデジタル原則への適合性点検

ルールをテキストから機械判読可能な形 に変換しAPI公開

(例) 豪州のRegulation as a Platform

ルールの 自動執行

デジタルツイン上での 制度変更 シュミレーション

検討の方向性② 法令に限らずあらゆる規律へのアクセシビリティの強化

- 社会においてルール/規律として機能しているのは必ずしも法令(法律・政省令)に限 らない。しかしながら現行では、①法令のデジタル正本の公布方法やタイミングについて の法的根拠は存在せず、②法令以外の規制・規律の全体像を一覧性をもって把握 することも困難。
- 政府は、官民からの法令へのアクセスを改善するため、国が定める規制のベースレジス トリ整備を進めるとともに、国以外が定める規律も含め民間サービスと連携する等により、 法令・制度へのアクセシビリティを強化すべきではないか。

法律、政令、省令

告示、诵知·诵達 指針・ガイドライン、解釈文書、 Q&A、書式·様式等

独立行政法人、法令認定団体等 が定める規則、ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、 民間団体による標準、技術規格等

条例等

規制

国が定める

国以外が 定める規律 デジタル原則① - 3

ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化する ことにより、機械判読可能な形で提供すること

【民間のリーガルテック・サービス】



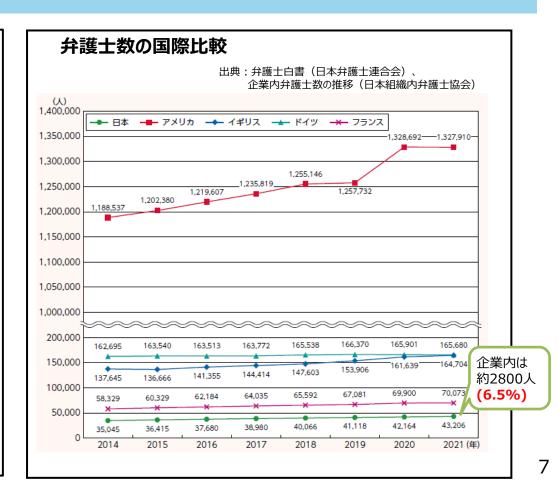
膨大かつ相互に複雑に関係しあい、 アナログを含めた様々な媒体に散ら ばっている各種法律情報への横断 的なアクセスや、自然言語処理等 に基づくピンポイントなアクセスを提 供する次世代の法律情報検索・ 閲覧システム。未踏イノベータが代 表を務める。



法律専門書や官公庁資 料などリーガルサーチの対 象となる情報源を集約し、 横断的な検索や閲覧がで きるシステム。元・法律専 門書の編集者が代表を務 める。

検討の方向性③ 戦略的法務機能の強化

- 中小企業やスタートアップ側の法務機能の強化(補完)するための専門家による支援を行うとともに、規制改革を進めるための制度的な枠組みの活用をさらに進める観点から、政府側での相談対応・活用サポート体制を強化することを検討してはどうか(具体案は以下)。
 - ① 規制改革や新市場創造に特化したスタートアップ支援の専門家集団「グロース顧問団」を創設。
 - ② 地域の中小企業やスタートアップ を対象とした**幅広いリーガルサ** ポートを強化。
 - ③ 経済産業省はじめ省庁における 相談・制度活用サポートの体制 の強化。(「規制改革推進リー ガルサポートチーム」(仮称)の 設置)



【参考】 規制改革推進リーガルサポートチーム (仮称)

● スタートアップ等によるスピーディな事業展開を可能とする規制改革を推進し、新市場を 創出するため、「規制改革推進リーガルサポートチーム」(仮称)を設置。スタートアッ プ等の法務機能を補完し、制度の活用を個別にサポートし、規制改革まで一気通貫で 支援。

チーム構成

若手弁護士等(10名程度)で構成。事務局は経済産業省が担当。

活動内容

- 迅速な案件対応(随時、委員への個別相談も可)スタートアップ等からの案件ヒアリング
 - → 関係法令等の洗い出し/対応省庁の特定/類似規制緩和事例の探索
 - \rightarrow 対応方針の検討 \rightarrow 具体的アクションのサポート/進捗の把握 \rightarrow フォローアップ
- 案件レビューと規制の枠組み検討(四半期ごと) 個別案件の積み上げをベースに各案件のレビューと、規制の枠組み改善の方向性を検討 体系的な規制改革(特例措置から一般化へ)を推進

検討の方向性④ 伴走型の制度改革 (NFT、モビリティ等)

● イノベーションの進展が早く、社会への影響が特に大きいNFTやモビリティ等の分野につては、重点的にイノベーションを促進する観点から、国において実証等を行いながらデジタル改革と規制・制度改革を一体的に実施する。

[NFT]

- デジタルコンテンツの市場創造だけでなく、ファッションやスポーツ、地域の観光資源などのリアル資産の価値顕在化・ 新たな収益分配実現の観点から、活用が期待されている。
- 一方で、例えば、その発行に際して、有価証券該当性、前払支払手段該当性、暗号資産該当性などの判断により、金商法・資金決済法・資金決済法などが適用されえ、また、サービス内容によっては賭博該当性も問われるため、適用状況によっては、事業性が大きく異なってくる。
- →ファッションやスポーツにおいて具体的な適用を経済産業省の委託事業として実施し、その中で、金融庁等の規制担当省庁とも法的論点を整理。デジタル庁とも連携。

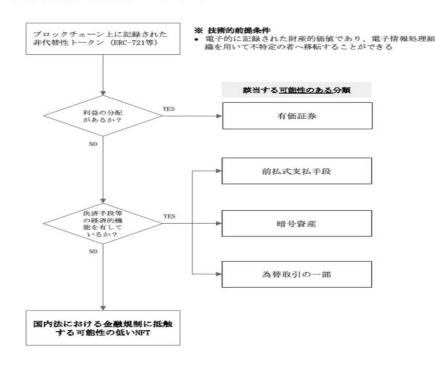
【モビリティ】

- 自動運転車やドローン、自動配送ロボット等の新しいモビリティを世界に先駆けて社会に本格実装することで、少子高齢化や災害激甚化が進む社会でも充実した生活・働き方の実現が期待される。
- 一方で、わずかなミスも許さないガバナンスでは、こうしたイノベーションを阻害して、社会全体の利益を最大化できないおそれがある。そのため、社会全体で納得感を持ちながら、事業者に対して継続的に試行錯誤しながら改善することを促す「アジャイルガバナンス」に転換する必要がある。
- →デジタル庁や各省と連携し、DADC*でのアーキテクチャ設計やNEDOでの研究開発事業を通じて、地域を限定した上でドローン等を本格実装しながら、アジャイルガバナンスに必要な技術開発とルールの在り方の具体化を行う。

【参考】NFT・ブロックチェーン技術の活用に係る制度上の論点

NFT活用にあたっては、法的性質について業界団体等の整理もあるが、例えば、賭博該当性(刑法)の整理について、最高裁判例が示されているのみで曖昧との指摘あり。具体的なサービスを展開する上で過度に保守的になりすぎないための措置が必要。

(図1) 法規制に係る検討フローチャート



(賭博罪との関係)

4-1. 概要

NFTをサービス上取り扱う際、以下の構成要件を満たす場合には、賭博罪(刑法第185条、第186条) に該当する可能性があります。

- ① 偶然の勝敗により
- ② 財産上の利益の
- ③ 得喪を争うこと
- ④ 失われ得る財産上の利益が一時の娯楽に供するものでないこと
- 4-2. 留意が必要なケース

4-2-1. NFTサービス一般について

特定の権利や価値をNFTとして提供すること自体は賭博には該当しません。なぜなら、サービスの仕様上、第三者との間でNFTを有償で譲渡できる場合でも、NFTの獲得に何らかの偶然性があって(①)、かつ財産上の利益の得喪を争うような状況(③)がなければ、賭博罪の構成要件を満たさないためです。

4-2-2. NFTを利用したゲームについて

NFTは財産的価値を有すると評価される可能性が高いところ、NFTの獲得に偶然性が発生し、かつ得喪を争うことになるゲームについては、賭博該当性に留意が必要になります。典型的なNFTの利用方法については以下のように考えられます。

■ ガチャ

NFTサービスにおいてガチャを行うことは、当該NFTサービスの仕組み次第では、賭博に該当する可能性があるため、ガチャの実装について慎重な検討を要します。

すなわち、ガチャとは、ゲーム内通貨等を消費し、ランダムに貴重なアイテムを得られる 仕組みです。そのため、例えば、専らプログラムによって獲得するアイテムがランダムに決定 され(①)、当該獲得可能なアイテムが財産的価値を有し(②)、かつゲーム内通貨 等を消費して当該ゲーム内通貨等と価値の異なるアイテムを獲得するような場合

(③)、賭博罪が成立する可能性が高いと思われます。

【参考】NFT・ブロックチェーン技術の活用

- NFT(Non Fungible Token; 非代替性トークンの略称)とは、「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、 ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機 能をもつ。
- スポーツやファッション、アートの分野でも、DXにより新たなビジネスが広がる中、NFT・ブロックチェーン技術も大きな注目を集めており、今後、スポーツ選手の映像や画像、クリエイターが生み出すデジタル作品等が「唯一無二の資産」として取引される市場が登場し、それにより様々な業界への「新しい資金循環」が生まれる可能性。
- しかし、このようなNFT・ブロックチェーンを活用したビジネスモデルの構築に際しては、その<u>サービス内容によっては、</u> 資金決済法等の規制との関係で留意・確認が必要な場合もあることから、そこを明確にすることで日本でのサービス開発が加速するはずとの声もある。

NBA TOP SHOT (米NBAがDapper Labs社と提供するデジタルカード)

利用方法

• ユーザーは、選手の10~20秒程度のハイライト動画のNFT「Moment(モーメント)」が複数入ったパッケージを購入(内容により価格帯が異なり、中身はあけるまでわからない)した後、同サービスが提供するマーケットプレイス上で自由に売買することができる。

高額取引されたモーメント(例)

- レブロン・ジェームズのダンクシュート:23万ドル(約2530万円)ジャ・モラントのポスタライズ:10万ドル(約1100万円)
- 額の配分

 NBA(リーグ)とNBPA(選手会)とNBA TOP SHOTは収益分配を契約済(売買手数料はリーグ や選手会に還元される。)

規模

• サービス開始後5か月間での取引額は約2億3000万ドル(約253億円)に達し、うち95%は二次流通。ファンのみならず投資家からも注目が集まる。





【参考】NFT・ブロックチェーン技術の活用

- ファッション分野でも、クリエーター・アーティスト等の収益源多元化の観点等から、NFT・ブロックチェーン技術が近年 注目され、経済産業省に設置されたファッション未来研究会でも活用可能性が議論された。
 - (参考) ファッション未来研究会 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono info service/fashion future/index.html
- 例えば、ファッション業界では、①大量生産を行わず、収益源の限られるデザイナー等が、自らの作品のリアルクローズのみならずNFTも販売することで、新たな収益源を確保できることや、②環境負荷が高いファッション業界でリセール市場における取引額の一部が一次生産者にも配分されることで、より丈夫で長持ちするサスティナブルなファッションを提供するインセンティブにもなる。
- NFT・ブロックチェーンを活用した取引ルールやビジネスモデルの構築のためには、活用内容に応じて、法規制・権利関係の有無等を確認する必要。ファッション分野において実証事業を行い、新たな活用を提案予定。

①デジタルファッション

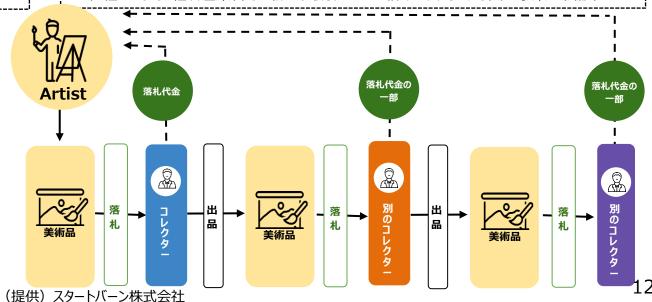
- THE FABRICANTは、写真に合わせることができるデジタルの 服を販売。例えば、下写真のNFTが付与されたデジタルデータ の服は、9,500ドルで落札。
- ファッションデザイナーの収益源の多元化等の新たな可能性が示された。

②n次流通時のクリエイター還元が可能に

- アート業界では、リセール市場の取引額の一部を元々の作家・アーティストに還元するブロック チェーンを活用した技術基盤が注目されている。
- ファッション業界においても、大量生産を行わないオートクチュールのデザイナー等の収益源の多元 化等の重要性が指摘されているとともに、サステナブルなファッションを提供するインセンティブとなる 仕組みとして、経済産業省では新たな取引ルールの構築を目的とする実証事業を準備中。



(提供) THE FABRICANT

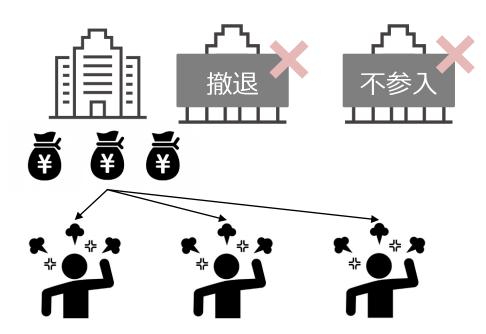


【参考】モビリティに関するアジャイルガバナンスの主な論点

● 1つの事故で全てのシステムを停止して社会的に大きな影響を与えてしまいイノベーションが阻害されることがないように、安心を確保しながらイノベーションを促すための事故に対する責任の在り方・分担やリスクに備える保険の在り方、そして、様々なステークホルダーが適切にリスクマネジメントを行うためのデータやソフトウェアの共有・認証等の在り方も含めて、ガバナンスのアーキテクチャについて検討していく。

1つの事故で全てのシステムを停止

事故時のリスクが大きく、事業を展開する企業が減少、 社会的受容性が低下し、イノベーションが停滞



検討の方向性⑤ 広く消費者・国民全体がデータに基づき規制のあり方を 検討する枠組みの構築

- 新技術を実装するにあたっては、以下の特性があり、既存の枠組みでの議論では、必ずしも国民・消費者全体の利益が実現しないケースがあるのではないか。
 - 多くの場合、新技術の実装段階で<u>ゼロリスクを確保することは困難</u>であり、<u>ゼロリスクを前提とすると新技術を許容できなくなる</u>のではないか。仮に既存技術がゼロリスクでなく、新技術が国民全体の便益を向上させたり、将来的にはリスクを低下させる可能性がある場合にも、新技術の実装が認められない可能性</u>があるのではないか。
 - 一仮に、一定のリスクを前提に新技術の実装が許容されたとしても、リスク分担のあり方によっては、事実上その新技術の実装が困難な場合があり、リスク分担のあり方も含めて制度設計することが必要ではないか。
 - 新技術の実装により、既存技術を使ったビジネスが影響を受ける場合には、既存プレーヤーには 新技術の実装を許容しないように強く働きかけるインセンティブが生じ、既存プレイヤーの意見が 強く反映される場合も多いのではないか。
 - また、新技術の実装によりイノベーションの恩恵を受ける消費者・国民全体の声が反映される枠組みが十分とはいえないのではないか。消費者の価値観も多様化しており、そうした多様な価値観が政策に反映されていない可能性が高いのではないか。
 - →広く消費者・国民全体がデータに基づき規制のあり方を検討する枠組みの構築が必要ではないか。